

平成29年第2回関川村議会定例会会議録（第3号）

○議事日程

平成29年7月10日（月曜日） 午前10時 開議

- 第 1 諸般の報告
 - 第 2 議案第41号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第2号）
 - 第 3 議案第42号 平成29年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 諸般の報告
 - 第 2 議案第41号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第2号）
 - 第 3 議案第42号 平成29年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）
-

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君	
3番	小	澤	仁	君	5番	鈴	木	万	寿	夫	君
6番	高	橋	忠	夫	君	7番	高	橋	正	之	君
8番	菅	原	修	君	9番	伝	信	男	君		
10番	平	田	広	君							

○欠席議員（1名）

4番 加 藤 和 泰 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	平	田	大	六	君					
副	村	長	佐	藤	忠	良	君				
教	育	長	佐	藤	修	一	君				
総	務	課	長	加	藤	善	彦	君			
税	務	会	計	課	長	田	村	久	美	子	君
住	民	福	祉	課	長	中	束	正	子	君	
農	林	観	光	課	長	伊	藤	隆	君		
建	設	環	境	課	長	高	橋	賢	吉	君	
教	育	課	長	稲	家	誠	君				

総務課参事 野 本 誠 君

○事務局職員出席者

事務局長 佐 藤 充 代
主 任 石 山 洋 介

午前10時00分 開 議

○議長（近 良平君） ただいまの出席議員は9名です。4番、加藤和泰さんから欠席の届け出がありました。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事進行にご協力をお願いします。

日程第1、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第1、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定によって定例監査の結果報告書及び同法第235条の2第3項の規定によって、平成29年5月分の例月出納検査の結果報告書が提出されております。議員控室に保管されていますのでごらんください。

議員派遣の必要があるものについて、議長決定により議員を派遣しましたので、お手元に配付のとおり報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2、議案第41号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第2号）

日程第3、議案第42号 平成29年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（近 良平君） 日程第2、議案第41号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第2号）及び、日程第3、議案第42号 平成29年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

村長の提案理由の説明を求めます。

○村長（平田大六君） おはようございます。本日、本会議の開催をお願いいたしましたところ、大変ご多用にも関わりませず、ご出席をいただきましてありがとうございます。議案第41号は平成29年度関川村一般会計補正予算（第2号）についてであります。説明を申し上げます。

昭和62年、1987年のオープン以来30年が経過いたしました、わかぶな高原スキー場につきまして、引き続き継続することにいたしまして、一昨年暮れから地権者との協議を進めておりますが、本年の6月13日に期限が到来したにも関わりませず、全員の同意を取り付けることに難航いたしております。しかし、これまでの協議で補正予算が必要と判断いたしまして、今回提案するものであります。予算の詳細は総務課長に説明をさせます。また、これまでの話し合いの概況につきましましては、副村長及び農林観光課長、そして密接に関係があります集落問題につきましましては総務課長からそれぞれ補足をして説明をしてもらいます。よろしく願いをいたします。

次に議案第42号 平成29年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきましましては、詳細は建設環境課長に説明をさせます。よろしく願いをいたします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） おはようございます。議案第41号 平成29年度関川村一般会計補正予算（第2号）につきまして詳細説明をさせていただきます。歳入歳出それぞれ29,200千円を増額して4,970,200千円とするものでございます。

初めに、歳出につきまして説明申し上げます。8ページをお開きください。1款1項1目議員報酬並びに3節、議員期末手当につきましては、6月の議会で条例の一部改正がされまして8月1日から施行されます常任委員会の中で議会広報常任委員会が今回条例改正されたわけですが、この委員長手当の不足額として200千円を増額するものでございます。6款1項3目19節の負担金補助及び交付金は、わかぶな高原スキー場の利子補給の補助金でございます。4目14節使用料及び賃借料は、スキー場用地の土地の借り上げ料として今ほど村長説明がありましたとおりでございますが、当初予算の方では単年度支払を予定していたものでございますけれども、今回10年分をまとめて支払うということで、まとめたものを29年度、30年度の2回に分けて支払う契約を進めるというものでございます。それに伴う増額補正を行うものでございます。なお、契約額につきましては今ほどお話のありました更新の協議を進めておりますが、こうした中から概ね2割の増額を予定しております。なお財源につきましてはスキー場対策基金を繰り入れるものとしております。

次に歳入につきましてご説明いたします。7ページご覧ください。17款1項1目11節スキー場対策基金繰入金、これにつきまして今ほど申し上げましたスキー場用地の借上げ料に充てるもので、今後、毎年基金の積直しを行うという計画でございます。18款1項1目前年度繰越金につきましては、議会費並びにスキー場の利子補給等の財源に充てるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） スキー場の用地につきまして鋭意協議を進めているところでありますが、まだ全員の合意を得るには至っておりません。スキー場の用地は31人持ちの共有地約90ha、あとは個人の所有が7～8人分がございまして、それらにつきまして6月13日で期限が到来しております。個人につきまして14日から良いですよと言う事で、前と同じ内容で契約している地権者も単独の方がございます。それ以外はまだ正式に調印はしておりません。

ご承知のように沼地区につきましては集落問題があり、また地権者も二つのグループに実質的に分かれている訳でありまして、一方からは村の考え方に同意をしますという、そういう状況になっているのがありますが、もう一つのグループからは集落問題と密接なので集落の修復に村が最大限努力することが条件だぞという意見もありまして、なかなか話し合いに応ずる場づくりさえもできないといった状況の中で、大変村としては苦慮しているところであります。しかし、期

限が到来して経過しておりますので、いつまでも放っておくわけには参りませんので、合意をできた部分については出来るだけ早く契約をしていくということが必要だというふうに判断をしております。その理由の一つとしては、やっぱり山に入るのを禁止するというようなことを言われたり、また東北電力の鉄塔が上の方に建っておりますが、東北電力の鉄塔の敷地は共有地の中には入っておりませんが、電気を持っていく、あるいは管理をする道路を使うとなると、その共有地を通る必要があります。もう一方、警察の通信等がございますが、以前はガスパイプラインと共有しておったのですが、ガスパイプラインはそこから撤去いたしましたので、今は警察専門の通信等になっております。敷地は半分が共有地、半分はそれ以外の所有者のものでありますが東北電力同様、電気を引っ張っていく、あるいは管理をする道路については共有地を通らないといけないというようなことで、村として対外的なものありまして大変苦慮しているところがあります。頻繁に日程をとりながら担当課長、担当職員とともに私も誠心誠意、夜あるいは日中でも話し合いを続けしておりますが、まだ合意には達しておりません。一方、過半数の皆さん方からは村の考え方でいいですということでありまして、もう一方からはいま申し上げましたように集落問題を絡めておるとともに、大変高額な支払いを求められております。しかし、村として可能なのはこれですよということを申し上げまして、何とかそれでまとめてほしいという話をしております。その一つは一括で払ってほしいということ。それから最後に撤去をするわけでありまして撤去についての考え方、それらが、大変大きなネックになってきております。したがって我々は長いということでありまして、我々村の方としては10年が限度だと、それ以後はのちの執行機関が判断すべきことであるということと10年分について一括して、2か年に分けて支払をさせてくれという申し入れをしておりますが、片方の方は合意しておりますが、片方の方はそれに対して合意ということには至っておりませんが、その線で何とか説得していきたいというものであります。今回、一部半分について計上してありますが、財源はかつてここに立地をいたしました三井住友建設から撤去の費用としてもらってまいりました資金の一部を活用し今後それを借り入れたものとして支払う部分を基金にまた戻していき、最終的には基金は最後の撤去の経費に充てるという考え方でありまして、そういう観点で予算編成をしている訳であります。経緯、大変長い30年にわたる経緯があるわけでありまして、その間大変苦勞しながら今日まで引っ張ってきております。スキー場の経営自体も大変厳しい内容であります。用地の確保、貸借の関係でも大変厳しいことを、何回となく経験してきております。かつて、20年を経過した後は5年刻みでありましたが、民法によりまして管理は5年、それから処分は全員の同意を得て10年以上ということになりますので、以前は中々同意を得られないので過半数でかなり強制的に借り入れた件がありますので、そうすると5年しか期限は設けられないという法律的な制約がありましたが、以前から10年を一区切りとしてやりたいという事で進めておりますので、そういった状

況もあります関係で今回、皆さん方にご説明申し上げて同意いただきたいという内容であります。いま申し上げた以外で何か不足の分についてはそれぞれ担当課長から補足してもらいますので、たぶん質疑に応じてだと思いますが理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） それでは801ページお開きください。平成29年度関川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110,000千円とするものでございます。

はじめに歳出ですが、一番最後のページ805ページをお開きください。水道施設費として女川地区の圃場整備関連水道移設設計委託料として1,000千円。工事費として6,000千円計上させていただきました。トータルで7,000千円でございます。これは女川地区の圃場整備の関連で上野集落と小和田集落の間の上野新小和田線でございますが、その横断する排水樋管の計画が出てきて、それに伴う水道管の移設工事でございます。次に歳入の方説明させていただきます。804ページをお開きください。最初に繰越金を1,000千円計上させていただきました。それから諸収入といたしまして県の工事費の補償料の負担金としまして6,000千円を計上させていただきました。以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより議案第41号の質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番伝です。2点ほど質問させていただきます。8ページ商工労働費の4目ですけれども、3目観光振興費、これのわかぶな高原スキー場利子等補給の補助金と言う事で4,100千円。これのもうちょっと詳しい内容聞きたいと思います。それとですね、土地の借り上げ料24,900千円、これも今の総務課長の説明では10年分を半分ずつ支払するという説明だったんですけれども、年の契約にすればどれくらいの金額になるのか、説明を。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 1点目の4,100千円についてであります。詳細と言う事でございますけれども、スキー場ではご存知のように27、28ということで非常に営業日数が少なくでですね、シーズンの来客者も激減したものでございまして、スキー場でも村の他に中小企業向けの制度融資を受けているものでございまして、今回増額分に対しまして利子補給とですね、保証料につきましても助成を考えておるところでございます。合せまして4,100千円ということで計上させていただきました。

それと24,900千円ですか。10年の半分という部分でございますけれども、共有地につきましては要望としましては一括でほしいというようなことでございましたけれども、それはちょっと難しい

ということで5年分を2年間に分けてですね、今年と来年の2年で10年分をお支払いしたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） もう一回お願いします。2番目の説明。土地の借り上げ料の。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 共有地につきましては年額いままで5,000千円ということをお願いしておりましたが、交渉の中で1,000千円上げてほしいということで現在は6,000千円ということで計算していただいております。以上です。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 去年まで5,000千円で急に1,000千円あがった訳ですけども、その根拠はなにかあるんですか。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 交渉の中でのお話ということでございます。特にこちらの方からの提案でなくてですね、地権者側からの要望と言いましょうか、話し合いの中で出てきたものでございます。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 村が抱える問題の中でこのスキー場が一番難物だと思うんですけども、この交渉にあたった執行部の皆さん大変ご苦労様でした。並々ならぬ苦労があったんじゃないかという風に推測しております。それで確認したいんですけども、当初の時に今年の方は予算があがってると思うんですけども、プラス24,900千円という事になるわけですが、これを2か年で、今年と来年で払うと、10年分払うという説明ございました。普通の人であれば、この交渉では大変ストレスを抱えてノイローゼになるくらいの難物だったかと思います。そんなことを思えば賃借料多少上がってますけども、それはやむを得ないのかなという風に感じますが、差支えなければ集落問題というような話がありましたけども、どういう内容だったのか、もう少し詳しく。また他に条件は無かったのか。賃借料と今の集落問題という話でしたけども、他に条件は無かったのかその辺教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 今回の契約更新に当たりまして、前もって一方の方から三つの条件を出していただきまして、金額じゃなくてあくまでも条件でそれをクリアすれば契約の席に着くというような話でありました。1点目には本村の方にございます廃材の撤去ということで、これにつきましては実際にはその方も亡くなって、相続が国の方に移っている関係で、そちらの方は弁護

士さん、国の方でお願いする財産管理の弁護士さんだと思いますが、そちらの方とのやりとりで、撤去費用を頂きまして、撤去はさせていただきました。

2点目はインターネットでの村八分の文言の削除要請されたんですが、これは事実の関係もございまして調べたんでございますけども、そういった村八分という言葉はですね、関川村と関連付けた部分について削除するというのは出来ないという事で、それはそのままお返しして出来ないという事で回答させていただきました。3点目には今現在村が2分と言いますか集落が2分しているような状態なのを一本化したいといったようなことで話がありまして、これについてはお互いの思惑が、今までの思いもありまして中々進まないということで村の方から、前段階と言いますか、協議の前段階を踏まえてですね、進めたいという事で6月にそれぞれの代表ではないんですけども、こちらの方でお願いした方、主だった方をですねお願いして、席の方につく話をさせていただきました。ただやはり、今までの10何年間という長い年月で色々ありましたもので、その席に着くこと自体をですね、拒絶するといったような話もございまして、今現在は一方の方に副村長はじめ我々もそうなんですけども個別で訪問させていただいてですね、その席につくほうをお願いしたいと一本化するのはその先の話なので、まず協議の場に代表なりを出していただきたいということの承諾をいま得ているような状況であります。ただ、内容的には中々進まないといったことで、何人かやはり徹底的にですね、そちらの方に行くこと自体をですね、拒絶する、代表出すことを拒絶するというような状況が今まだ続いております。なお村の方では契約とは別にして集落問題でございまして今後も引き続き説得に努めていくという予定にしております。以上です。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） もう一点お願いします。共有地、31名の共有地、うち何名の同意を得た、何名の同意を得られないということわかったら教えてください。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 最初に副村長からお話ありましたように2グループございまして、片方ですね13名の方から今のところ同意をいただいていないという状況でございます。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 二点お伺いします。4目の借り上げ料の説明のところ10年分を2か年に分けてということでした。スキー場の経営も厳しいというご説明もありました中で、単純に考えまして私の感覚では10年というスパンよりも5か年ずつというのが、区切りが考えられなかったのかという点と集落側からの要望であったのか、その辺りをお聞きしたいのが一点と、もう一点、数値的なものなんですけども最終的に原状に復する為の基金ということで住友からの資金で基金を造成されているという事ですけれども、基金の額についてお聞かせ願いたいと思いま

す。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 二点ご質問ありましたが一点目でありますが、基金については、うちの方ではもっと沢山要求したのでありますが、当時の三井住友建設の方も大変経営的に厳しかったもので、こちらの方への支払いそのもの自体を当時の幹部からは拒否をされる状況もありました。それを何とかお願いをしてということでありましたが、こちらで目算をした半分にも満たなかったわけでありますけども75,000千円を三井住友建設からもらう事が出来ました。交渉20回くらいもありまして、当時の担当課長と私も東京へ何度も通いましてやっともらってきた訳であります。そこに村の畜産の施設がありますので、その撤去の費用を5,000千円足しまして、基金としては80,000千円の基金を造成してあります。これは最後の撤去の時の一部の財源にしたいということでそれを基金として運用してきております。

それから10年でなくて5年で良かったのではないかとということでもあります。過去なぜ5年にしたかというのは先程申し上げたとおり、全員の協力は得られないけども、スキー場の運営はしていかなければいけないということで係争になった場合は10年はダメだと、民法上の管理と処分の関係で、処分は全員の同意が得られなければならないという、そういう苦渋の決断のもとに5年してきた経緯があります。5年というのは契約して1年か2年経つと再度また契約の協議をしなければいけないということで事務方としては大変苦しい選択をしてきていると、これは伊藤議員も職員であれば当然理解していると思いますが、うちの方としては最低で10年、民法で賃貸借は20年を限度というように決まっておりますので、その中で短い方10年を選んだという事があります。先程も言いましたように、もう一つのグループからは25年以上使って一人頭5,000千円払ってくれとそういう話もありましたし、それについては撤去はそのままいいという話もありましたが、我々としては最大限10年しかできない、判断すべきでないという考え方のもとに、その先については次の皆さん方が、世代の人たちが判断すべきことだということで地権者の皆さんには10年をお願いしたいと、それで一挙になりますと、非常に金も、予算の関係もありますし、またそれに伴ってそれぞれ税金の関係が非常に高額になってきますので2か年で分けていただきたいという、こちら、村からのお願いをして片方の方はそれでいいという事になっておりますが、もう片方の方はまだ合意に至っていないという状況であります。

○議長（近 良平君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） 先程ですね、副村長の方からですね、お話がありましたグループ1の方では契約が現状どおりOKなんだけど、片一方については契約に至らないというご説明でありました。それでもって2割増ということで考えておるといような考え方でよろしいのかお聞きします。

○議長（近 良平君） 副村長。

- 副村長（佐藤忠良君） いま予算で提案しておりますのは、何とか村の考え方としてこれで合意としていただきたいという思いで、その関係の予算を計上しております。
- 議長（近 良平君） 7番、高橋さん。
- 7番（高橋正之君） そうしたら、片一方は現状でいいんだけど片一方は無理なもんだから2割増程度っていうことで全体的に2割というようなことのお考えでよろしいですか。
- 議長（近 良平君） 副村長。
- 副村長（佐藤忠良君） もう片方もそれまでのものではなくて、金額をあげてほしいということは、それでいいという側の方からも要求がありました。
- 議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。
- 2番（伊藤敏哉君） 先程、用地交渉には大変苦労されているという事ですが、今回2割増額して再度交渉されることになると思うんですけども、今後の見通しといたしますか、どんな様なスケジュールで、7月に入りましたし、時間は非常に厳しいものがあると思うんですけども、交渉のスケジュールと言いますか、その辺りをお願いいたしたいと思います。
- 議長（近 良平君） 副村長。
- 副村長（佐藤忠良君） スケジュールはありません。出来るだけ早くという事で期限きれる前から誠心誠意努力して出来ないわけですから、スケジュールはありません。なんとか早くやりたい、それだけです。
- 議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。
- 2番（伊藤敏哉君） 出来るだけ早くという事ですけども、やはり向こうへ出向くなり、交渉の窓口というものは当然必要だと思いますし、向こうのリーダーの方とのやりとりになるんだと思いますけども、期限は無いという回答でしたが、どのような手順と言いますか、向こうとのアポイントとったりというようなそういう、予定などもまだ白紙という事でございますか。
- 議長（近 良平君） 農林観光課長。
- 農林観光課長（伊藤 隆君） 白紙という事で無くてですね、一時も早く契約したいわけでありますので、状況を見ながら対応をしているということでございます。
- 議長（近 良平君） 3番、小沢さん。
- 3番（小沢 仁君） 今ほどのご説明、それから今までの経緯、公費としてわかぶな高原スキー場に捻出してきたというのは理解、私の中では納得、理解しておりました。今日の話合いの中でですね、根柢の部分になるのかもしれないんですけども、住民の中からは何で民間のわかぶな高原スキー場にだけ村はお金を出したり、お金を貸したりしてるんだね、という声がやっぱり、聞かれるんですね。私自身も。その度にこれこれこういう経緯でこうなんだよっていう説明はするんですけども、その時私が説明して理解はしてもらえてると思うんですけども、やはり常々

こういったわかぶな高原スキー場の話になると、そういった住民からの声のでてまいります。今回10年契約でこれから臨んで契約されるっていうお話なんですけども、このわかぶな高原スキー場の運営、先程農林観光課長の方からも非常に苦しい、動員が中々天候に左右されるものもあって苦しいという話も伺っておりますが、わかぶな高原スキー場を村としては、このままずっとこういう風に設備費をかけ続け土地契約をやり続け、ずっとこのままで行きますっていう御意見なのか、どっかのところでやはり再検討ということも今現在考えておられるのかっていう所をお聞かせください。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） どの施設もそうではありますが、進むも難題、撤退も難題その狭間のなかでどうしていったらいいかというところで選択して行っている訳です。例えば辞めるようにした場合、その撤去を誰が金出してどうしていくか、それから、今までの負債をどう整理していくのかという問題があります。過去に三井住友から撤退をするという事になった時に村としてはそれを辞めようかという話をしたけれども地権者側の方から大きな反対があって、辞めることが出来ない。撤去でものすごく課題が大きいということであったし、またスキーを愛好する皆さんから、なぜ辞めるのかという大変なプレッシャーもありまして今日に至っております。もし近隣、村上あるいは胎内でも市営でやっている訳ではありますが、極めて大きな負担をしてそれぞれやっていることは十分承知しております。もし今のまま、いわば施設は関川村のものでありますので、これやっていって、村営で経営できるかと言ったことになった時には、今のような支援の体制どころではない負担を伴うものだという風に思います。

よって観光の振興、全体を考えていくとまだまだ、数億円かけて更新をしている訳でありますので、それを今やめて、すべて捨ててしまう事が出来るかということと中々そうはいかない。そのジレンマ、トリレンマの中で選択をして今、進めている訳でありますので我々だけでなくて議会の皆さんも真剣に考えていただきたいということで、実務の方としてはそんな風に思います。方針については村長から説明があります。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） スキー場の事につきまして議員の皆さん方も色々論議をいただきまして感謝をいたしております。経過の事につきましては、副村長あるいは担当の課長から説明申し上げました。まず第一点でありますけども、住友が引き上げる際にですね、このスキー場の全国的な需要、これが落ち込んだ時代でありました。そのようなことで住友は時代の流れを読んで撤退を考えておりました。その時に撤退する、原型復旧の問題でありますけども、その時に原型復旧どこまでやるかというような話し合いを村と簡単な話をしたことがあります。まだ住友がそこを使っていた時代でありますので、それは住友が常識的な範囲で原型復旧する。しかしながら建物と

して勿体ない建物もありますので、どれを残して、どれを地域のために残していくかというような協議に入ろうといたしまして、地権者の皆様方にそれを提案したのであります。その時私は、じゃあこの建物は残して、住友は撤去。そういうようなことで進めていくなど、一時考えたのでありますけども、今副村長が申しあげましたように、地権者もいつまでも使っていただきたい。また、村民も、特に学校関係の皆さん方からどうしてもやめてほしくない。また体育関係の皆さん方もどうしてもやめてもらいたくない。いわば署名運動のようなものがありまして、これをやっ払いこう。じゃあその時にだれがやるかという事になりまして、村は中々商売が下手でありますから、民間にお願いしてですね、やらなければならない。そういう事で運営の形態は現在のようになった次第であります。

じゃあ撤去は費用はどうなるかということで、いま副村長が申しあげたのでありますけども、住友さんは、設備を何もかも皆村へやったんだから、あれだけの財産を村がもらったのだから、タダでもらったのだから、それで十分であろうと。スキー場の会社は借金もありました。バランスシートの中でかなりの借金もありました。その会社を全部村へくれるという事になれば、借金も皆村へくれてですね、やってしまうのが筋であろうと。住友あるいは三井の側からそういわれましたけども、そういうものでは困る。設備だけを私どもはもらってですね、借金の部分は全部撤去した会社が持ってって新しい合併会社にそれを持って行ったという経緯があります。従いまして、撤去費用をくれというのはとんでもない話だと、いうようなことでありましたけども、何回か副村長が中心になって交渉しましてですね、不本意でありますけども今の基金に積み立てている額の5,000千円は村から出しましたけども、75,000千円をもらって今日に至るところであります。今後の事ではありますが、いま色々な問題を抱えておりますけども継続していきたい。こういう考えを持っております。何故かとなればですね、一時スキー場は全国的に低迷の時期もありましたけども、近年新潟県を中心にスキー場の顧客が増えているような状況にありますので、必ずしも10数年前に予想したカーブにはいってない。それがまず一つであります。もう一つはですね、現在あそこは米沢街道の要所になっております。いま米沢街道、民間の中で大変人気を持っております。特に沼集落は米沢街道の、村としても宿場の一つでありましてですね、興味を持っている人々が沢山村外にもおられます。このようなことで、いまに土地がですねお借りできるようになればですね、冬のスキー場のみならず夏の活用もあの地域出来るのでないかと考えておりますし、スキー場の本部の建物自体もですね、夏の活用も出来る、そういうような設備もごさいます。従いましてですね、今後も利用していきたい。またスキー場を経営している方の考えの中にはですね、夏スキーもあそこでやりたいというようなアイデアも出てると承っております。そのようなことから地権者の皆様方にもこれを円満にお借りしてですね、更なる利用価値それを発見していくのが、観光の村でもある関川村の方向ではないかと現在の時点で考えているとこ

ろであります。以上であります。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 一点お伺いします。観光振興費の補助金、利子等補助金についてでございますけども、先程中小企業向けの資金ですというご説明でした。それに加えてとございますか、今回新たに中小企業向けの資金の融資を受けてその分の、利子補給金という風に捉えてよろしいか。そうであれば新たに融資を受ける金額について、もしできましたらいままでの融資残等もしお手元に数字がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 先程農林観光課長からも説明しましたように、先のシーズン、その前のシーズンとも雪不足でオープンが非常に1月にずれ込んだ、ということで県の対策としても融資制度を設けました。それに対して村としても利子補給などをしたわけではありますが、実際の借り入れの時期の関係で平成28年度の予算計上したものは執行しないで終わりましたので、その分も含めて、いま補正にあげようというものであります。28年度の時にはあげた予算は執行しないでしまったということもありますので、今回それも含めてあげるということであります。金額等については農林観光課長から説明申し上げます。

○議長（近 良平君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 資金につきましては以前から借りているようでございまして、融資残と今回のをあわせまして、約50,000千円程になっておるようでございます。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 訂正お願いいたします。今回の補正予算（第2号）でございますけども、中の方の説明で補正予算（第1号）ということで書き間違いでございますので、こちらの方第2号ということで訂正をお願いいたします。大変失礼しました。

○議長（近 良平君） そろそろいいですか。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号については会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって議案第41号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に議案第42号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第42号については会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって議案第42号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長（近 良平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午前10時50分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議 員

議 員